

第 9 3 号議案 長崎市火災予防条例の一部を改正する条例

目次

1	改正理由	2 ページ
2	改正の背景等	2 ～ 3 ページ
3	改正内容	4 ページ
4	施行期日	4 ページ
5	新旧対照表	5 ～ 6 ページ

消 防 局

令 和 8 年 9 月

1 改正理由

飲食店の客席で調理に用いる火気器具の周囲に設置される排気ダクト等に起因する火災の発生状況等を勘案し、当該排気ダクト等の管理に関する基準を定めるもの。

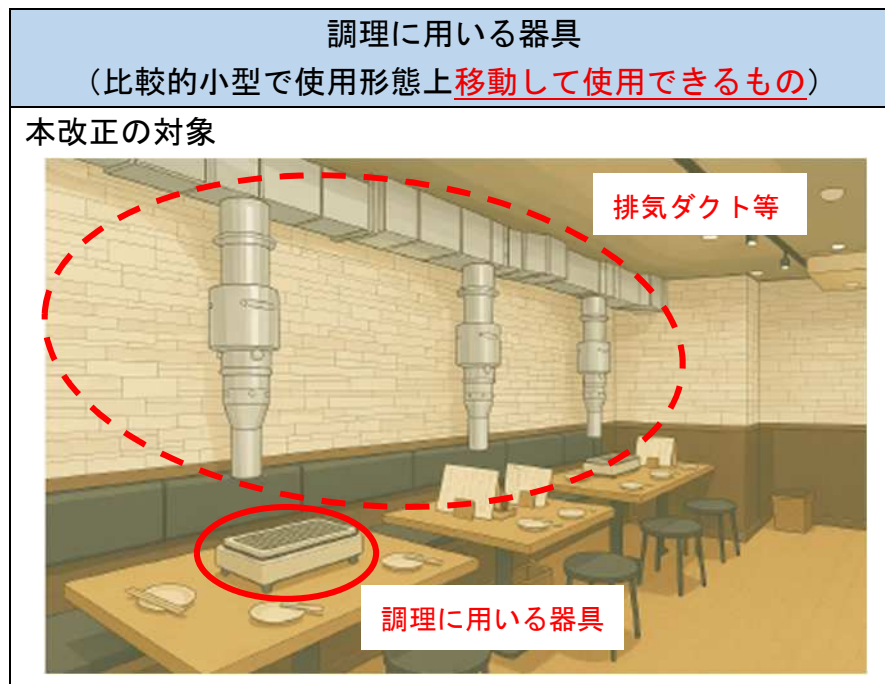
2 改正の背景等

(1) 調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等の概要

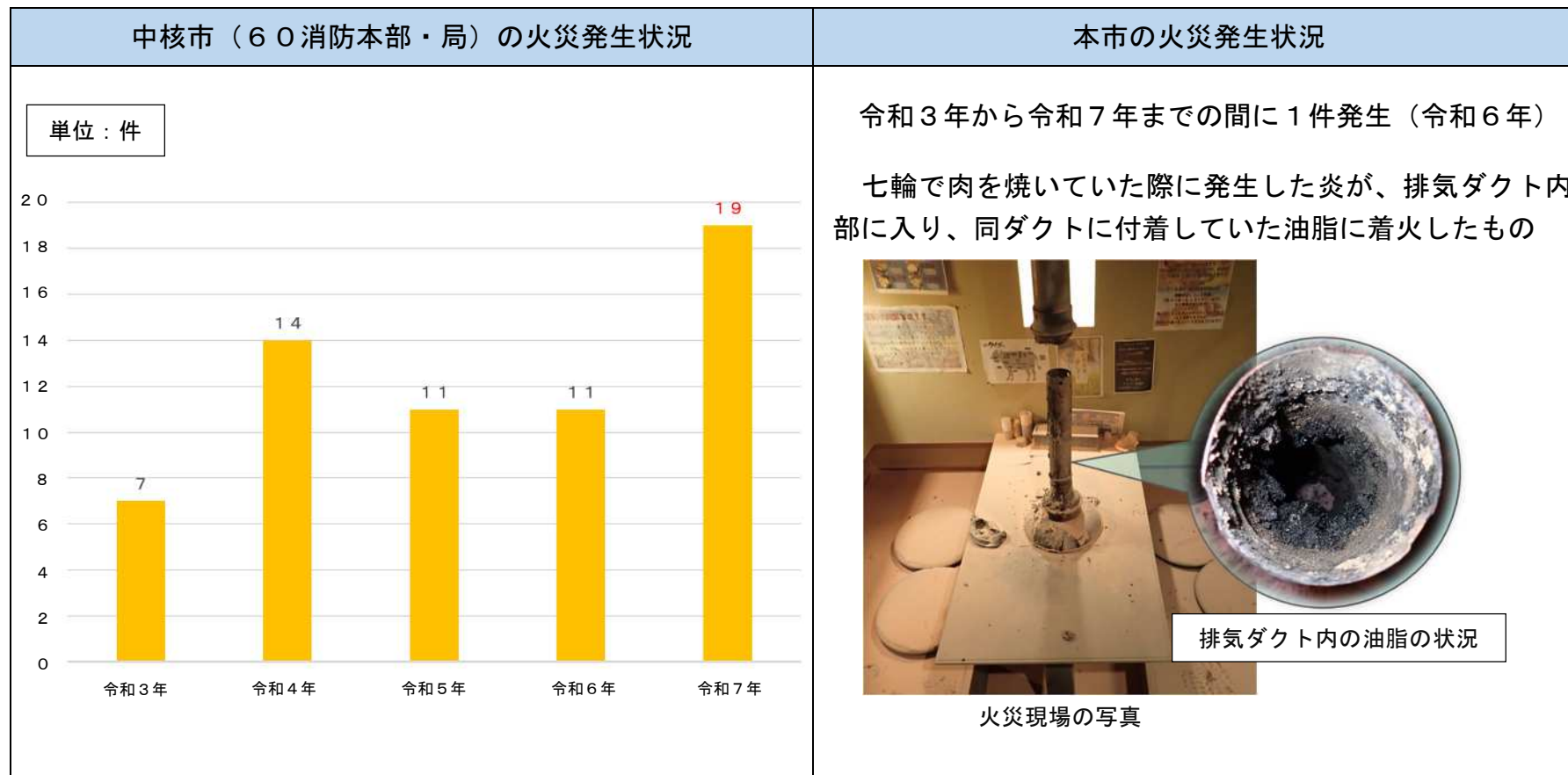
飲食店の客席で火気器具を使用する際に、発生する煙やにおいを天井から吊り下げたダクトで直接吸い込み、屋外へ強制排出する換気設備をいう。

(2) 排気ダクト等の現行基準

消防法令では、厨房設備に付随して設置される排気ダクト等の設置及び維持管理の基準を規定しているが、調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等については、これまで特段の基準は定められていない。



（３）調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等の近年の火災発生状況



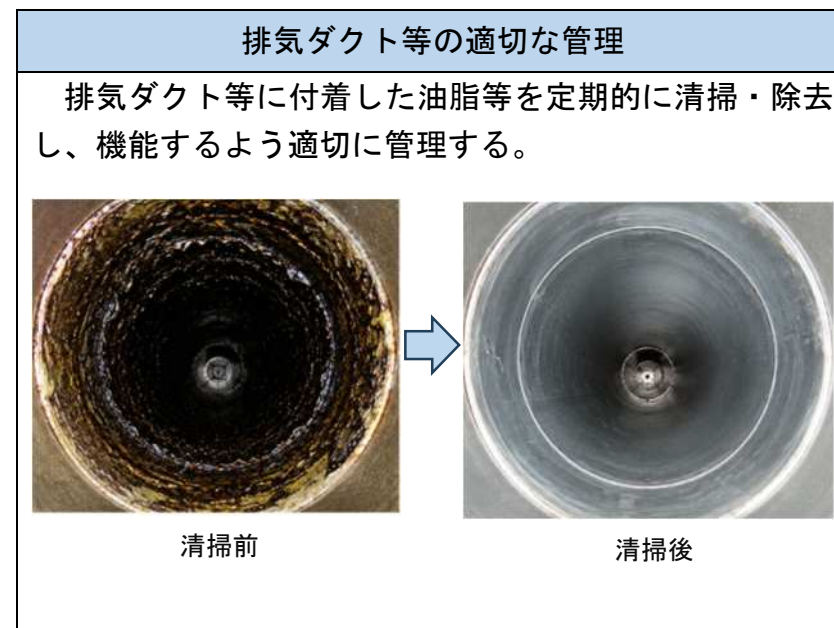
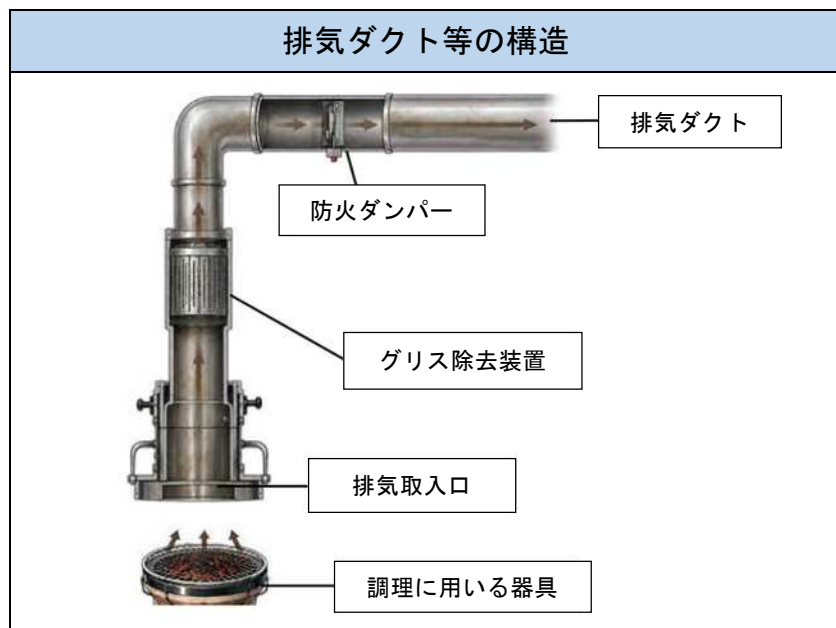
（４）国の動向

排気ダクト等に起因する火災が全国で一定数発生していることを受け、総務省消防庁が行った「予防行政のあり方に関する検討会」において、排気ダクト等の火災予防上必要な管理について示されたことから、火災予防条例（例）（昭和３６年１１月２２日付け自消甲予発第７３号）の一部が改正された。

3 改正内容

次の基準を定めるもの【第18条～第21条関係】

液体燃料等の調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理することとするもの。



調理に用いる器具の種類			
液体燃料を使用する器具 (第18条)	固体燃料を使用する器具 (第19条)	気体燃料を使用する器具 (第20条)	電気を熱源とする器具 (第21条)
 アルコールバーナー	 七輪コンロ	 ガスロースター	 電気コンロ

4 施行期日

令和9年4月1日

5 新旧対照表

長崎市火災予防条例（昭和３７年長崎市条例第６号）

改正後	改正前
（液体燃料を使用する器具） 第１８条　〔略〕 ２　〔略〕 <u>３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。</u>	（液体燃料を使用する器具） 第１８条　〔略〕 ２　〔略〕 〔新設〕
（固体燃料を使用する器具） 第１９条　〔略〕 ２　〔略〕 <u>３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。</u>	（固体燃料を使用する器具） 第１９条　〔略〕 ２　〔略〕 〔新設〕
（気体燃料を使用する器具） 第２０条　〔略〕 ２　〔略〕 <u>３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第１８条第３項の規定を準用する。</u>	（気体燃料を使用する器具） 第２０条　〔略〕 ２　〔略〕 〔新設〕
（電気を熱源とする器具） 第２１条　〔略〕	（電気を熱源とする器具） 第２１条　〔略〕

改正後	改正前
2 [略] <u>3 電気を熱源とする調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。</u>	2 [略] [新設]

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。